

地方独立行政法人京都市立病院機構自動販売機設置仕様書

1 設置条件等

(1) 所在地

京都市中京区壬生東高田町1の2 京都市立病院敷地内

(2) 設置場所、条件等

| 設置場所 | 設置寸法上限 (mm) | 設置可能台数 | 年間使用料 (税込) |
|---------------------|-------------|--------|--|
| 敷地南市バス停留所 (市立病院前) 前 | W1200×D900 | 1台 | 8,500円/m ² (固定) + 歩合額 (設置事業者提案) + 電気代 |

※1 歩合額については、提案いただいた割合となります。

※2 設置方法については、当機構の指示に必ず従ってください。
具体的な設置位置は、別添の「位置図」を参照してください。

※3 設置寸法上限には、回収箱設置場所を含みません。
また、回収箱設置面積についても、使用料の算定に含みます。

(3) 年間使用料

年間使用料については、固定費及び設置事業者が提案する当該自動販売機の売上に対する歩合額、電気代とします。

(4) 本物件貸付の位置づけ

地方独立行政法人京都市立病院機構固定資産及び物品貸付事務取扱要綱第4条第2項に基づく貸付

(5) 空容器回収箱

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を必ず設置してください。

イ 空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、回収箱から空容器が溢れないよう、満杯になる前に適宜回収してください。(必要があれば、夏頃に毎日、1日2回程度回収していただく場合もあります。)

ウ 回収箱の投入口は、空容器以外のものが入れないような形状にしてください。

エ 回収箱の色味については、黒色又はこげ茶色を基調としたデザインのものとし、当機構と事前に協議のうえ設置してください。

オ 回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

カ 回収箱には、リサイクル専用であること、指定の容器以外を投入しないこと等を表示してください。

(6) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

(ア) 缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料 (ジュース、茶、水、コ

ーヒー、紅茶及びこれらに類する商品)とし、酒類は販売できません。

(4) 老若男女問わず幅広い層に好まれるラインナップとしてください。具体的な取扱商品については、当機構担当職員と協議のうえ、決定してください。

イ 販売価格

標準販売価格(メーカー希望小売価格)以内とすることとし、当機構担当職員と協議のうえ、決定してください。

(7) 設置機種等

ア 災害救助ベンダー

設置機種は、災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提としたものとし、災害発生時に当機構が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用(対応)できる自動販売機としてください。

イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯、照明を抑えられるなど、環境対策機能を備えるとともに、消費電力が500W未満の自動販売機としてください。

エ キャッシュレス決済

スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができる自動販売機としてください。なお、非接触ICカードは最低でも交通系、流通系の電子マネーの使用が可能なものとしてください。

オ 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

なお、設置にあたり必要となる工事に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(8) 意匠

自動販売機の意匠について、公共施設に設置することを踏まえたものとし、景観を害するおそれのあるものや宗教的、政治的な色彩を有していると判断されるもの、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可とする場合があります。

また、京都市の景観条例にも適合するものとし、景観条例その他法令等に基づく必要な手続きがあれば、設置事業者において手続きしてください。

(9) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で耐震対策(転倒防止策)を施すなど、安全に設置してください。設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(10) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底してください。

(11) 故障、問い合わせ及び苦情への対応

設置事業者は、設置する全ての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

(12) 維持管理等

ア フルオペレーション

自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務は、設置事業者において行ってください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に当機構と協議のうえ、当機構運営に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

(13) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、事前に当機構に申し出たうえで、承認を得てください。

2 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している者

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと

(ア) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき

(イ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、申し込みに当たって、下記の書類を提出してください。(ただし、下記の「自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。)

<申込者又は応募者が個人であるとき>

- ・印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（様式3）

<申出者又は応募者が法人であるとき>

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（様式3）

※自己を証明する書類の提出が免除される方

<印鑑登録証明書または登記事項証明書について>

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足る信用性があると認められるもの

<誓約書について>

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体。
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

3 募集条件等

(1) 貸付の期間

設置事業者に対する貸付の期間については、令和7年4月1日（開始日は別途調整）～令和8年3月31日までとします。

(2) 貸付の更新

それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと当機構が判断した

場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年（令和9年3月31日まで）を限度に引き続き貸付を更新します。

(3) 賃借料

ア 応募価格（提案賃借料：歩合分）

様式1「応募申込書」の該当欄に、提案賃借料（歩合の率）を、小数第一位までの単位で記入してください。

イ 貸付の更新後の賃借料

使用許可を更新する場合、更新後の賃借料については、原則、引き続き当初の賃借料と同額とします。

ウ 賃借料の納入

- ・ 固定額および歩合額については、各年度の売上額確定後、当機構の指定する期日までに一括納付していただきます。貸付開始日から当該月の末日までの賃借料の額は、その期日に応じ、月額を日割りして計算した額とします。
- ・ 賃借料（歩合部分）の計算に当たり、1円以下の端数は切り上げとします。
- ・ 当機構が指定する期日までに賃借料が納入されない場合は、賃貸借契約を解除する場合があります。この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

(4) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金

- (ア) 自動販売機の運転に必要な電気料金は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。
- (イ) 毎月、指定する日の電気子メーターの検診値を、当機構へ報告してください。
- (ウ) 当機構の電気料金は毎月変動します。
(参考：令和6年10月の電気単価 23.1円/kWh)
- (エ) 電気料金は、当機構が発行する納入通知書により、年払いで当機構が指定する期日内に納入してください。

(5) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

4 応募申込手続

郵送又は持参により、以下のとおり、応募してください。

(1) 受付期間

令和7年1月27日（月）～令和7年2月7日（金）必着
受付は、平日の午前9時～午後5時となります。

(2) 提出先

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
京都市立病院 事務局管理PFI担当 小野・萱原

(3) 必要書類（各3部ずつ）

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 販売予定品目（自動販売機用）
- ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料

(4) その他

- ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。
- イ 提出された書類の返却は行いません。
- ウ 様式は、当機構のホームページからダウンロードできます。

5 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 様式2 にその内容を記入のうえ、電子メールにて提出してください。

(1) 質問書受付期間（メールのみ）

令和7年1月27日（月）～令和7年1月31日（金）午後5時まで

(2) 質問に対する回答

令和7年2月5日（水）までに当機構ホームページに掲載して回答します。

6 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち「応募金額（提案使用料：歩合）」が最も高かった設置事業者
に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、応募者から提出された「販売予定品目」及び「設置予定機器」に基づき、以下の審査委員による審査等を行い、当機構で販売することが相応しいと判断された事業者を設置事業者
に選定することとします。

（審査委員）

- ・京都市立病院事務局事務局長
- ・京都市立病院事務局管理担当部長
- ・京都市立病院事務局管理PFI担当課長

（審査基準）

- ・老若男女問わず幅広い層に好まれる商品ラインナップとなっているか。
- ・設置予定機器が京都市立病院及びその周囲に馴染むものであるか。

(2) 決定予定日

令和7年2月17日（月）頃に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知するとともに、当機構ホームページにおいて、公表します。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募価格（提案使用料）又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの

ウ 設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

エ その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反したもの

7 貸付申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 貸付申請書の提出

当機構指定の様式により固定資産等貸付申請を行ってください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出してください。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なく、指定する期日までに貸付申請の手続に応じなかった場合

(2) 事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合

(3) その他当機構が貸付の相手方として不適当と認めた場合

9 その他

(1) 3-(4)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び貸付申請の手続に要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

(2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、四半期ごとに販売実績を報告していただきます。

(3) 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話等）には一切応じられません。

(4) 応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

(5) 提出された全ての書類等は返却できません。

10 参考資料

(1) 市立病院前バス停留所の利用者数

1, 066人/日（全停留所（713箇所）中144位）

※「令和3年度市バス旅客流動調査の結果」より

(2) 患者数等（令和5年度）

| | |
|----------|----------|
| 年間外来患者数 | 278,021人 |
| 年間入院患者実数 | 11,749人 |

【問合せ先】

京都市立病院 事務局管理PFI担当 小野・萱原
〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
TEL : 075-311-5311 FAX : 075-321-6025
メール : kanri@kch-org.jp